浅口市議会
平成２７年第１回　３月定例会

平成２７年第１回　３月定例会 - 03 月 10 日－03 号

平成２７年３月浅口市議会第１回定例会会議録（第3）

１．招集年月日　平成２７年３月１０日（８日目）
１．招集の場所　浅口市役所議場
１．開　　議　３月１０日　午前９時３０分
１．議事日程
　第１　一般質問
１．本日の会議に付した事件及びその結果
　日程第１　一般質問
１．出 席 議員　（４番欠番）

１番	福　田　　玄	２番	伊　澤　　誠
３番	佐　藤　正　人	５番	竹　本　幸　久
７番	平　田　襄　二	８番	桑　野　和　夫
９番	加　藤　淳　二	１０番	原　　彰
１１番	中　西　美　治	１２番	柚　木　　毅
１３番	藤　澤　　健	１４番	青　木　光　朗
１５番	大　西　恒　夫	１６番	田　口　桂一郎
１７番	香　取　良　勝	１８番	井　上　邦　男
１９番	大　西　洋　平		

１．遅刻または中途退場した議員の番号、氏名（な　し）
１．欠 席 議員（１　名）
　６番　岡　邊　正　継
１．地方自治法第１２１条の規定に基づく説明のため出席した者の職氏名

市長	栗　山　康　彦	副市長	田　村　　諭
教育長	中　野　留　美	企画財政部長	秋　田　　裕
生活環境部長	原　田　健　次	健康福祉部長	襟　立　憲　道
産業建設部長	松　田　勝　久	上下水道部長	垣　内　　長

金光総合支所長	河　手　秀　夫	寄島総合支所長	大　室　　清
教育次長	櫛　田　　忠	会計管理者	畑　　良　典

１．出席した事務局職員

議会事務局長	小　西　通　夫	書記	園　部　　智
書記	小　橋　史　明	書記	奥　原　貴　子

午前９時３０分　開議

〇議長（田口桂一郎）　皆さんにおはようございます。

ただいまの出席議員は１７人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

〇議長（田口桂一郎）　日程１、一般質問を行います。

これより個人質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

まず、８番桑野和夫議員、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、生活困窮者自立支援法といいますか、自立支援制度について質問をします。

この法律は、生活保護の見直し並びに扶助基準の大幅引き下げと一体のものとして、さきの国会で可決をされたものであります。そして、今年４月から施行されますが、まずこの生活困窮者自立支援法の概要について執行部から説明をお願いします。

〇議長（田口桂一郎）　それでは最初に、生活困窮者自立支援法について、４月から法が施行されますが概要をお尋ねでございます。

健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（襟立憲道）　それでは、まず法の概要について御説明をいたします。

本年４月１日に施行されます生活困窮者自立支援法は、生活に困窮している人に対し、自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的としております。

法の対象となります生活困窮者とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と定めております。生活保護受給に至る前の段階で自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑かつ深刻化する前に自立の促進を図るという制度でございます。

市は、この法律の実施に関しまして、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給の２の事業を行う責務を有しております。ほかには、任意事業といたしまして、就労準備の支援事業、また家計相談支援事業などのメニューが用意されております。

制度の目指す理念といたしましては、生活困窮者の自立と尊厳の確保、また生活困窮者支援を通じた地域づくりを目標としておりまして、新しい生活困窮者支援の形として、包括的、個別的、また早期的、継続的な支援を行っていくという内容でございます。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　説明がありましたように、この制度でありますが、必須事業と任意事業に分かれておりまして、自立相談支援事業と住居確保給付金は必須事業であります。それから、就労準備支援事業と一時生活支援事業と家計相談支援事業、学習支援事業、その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業は、これは任意な事業であります。

そこで、浅口市として４月以降、必須事業について具体的にどう対応されるのか、また任意事業についてはどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎）　健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（襟立憲道）　それでは、本制度につきまして浅口市の対応でございます。

平成２７年度につきましては、まず必須事業の自立相談支援事業と住居確保の給付金支給の２つの事業を実施いたします。

まず、自立相談支援事業についてですが、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応じる相談窓口、これを福祉事務所内に設置いたしまして、担当の支援員が相談に応じる予定でございます。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価、分析し、自立に向けてその課題を踏まえた自立支援計画の作成や関係機関との連絡調整、支援の実施状況の確認などの支援を行います。相談事業ですので、まず相談者に資産や収入に関する具体的な要件は設けません。相談者が制度のはざまとならないよう、できる限り幅広く対応することが必要であるのではないかと考えております。また、それぞれの自立の姿というものは多様であります。本人の置かれております状況に応じた、丁寧でかつ柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、住居確保給付金でございます。今年度まで実施しておりました住宅支援給付事業と同様の事業と考えております。離職者であって所得等が一定水準以下の方に対しまして、有期、期限を限った家賃相当額の給付する事業ということで、そのまま引き継いでまいりたいと考えております。生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、みずから相談できない方も多いと思いますので、今年度モデル事業を実施した他市の取り組み状況も参考にしながら、今後、そういった窓口設置のＰＲであるとか対象者の把握、また考えられる事業につきましても研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　自立相談支援事業でありますが、これは法によりますと、直営でも民間委託でも可能ということでありますが、先ほど話を聞く限りは、直営というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（田口桂一郎）　健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（襟立憲道）　浅口市におきましては、直営を考えております。
○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。
◆８番（桑野和夫）　はい、ぜひ直営でお願いしたいと思います。
　それから、私はこの支援法の最大の問題点として、生活保護の利用資格のある人に対して保護の開始申請を行わせない、いわゆる水際作戦を助長するための道具にならないか心配であります。この制度の不適切な運用はしないようにしてほしいと思いますが、この点で答弁をお願いをします。
○議長（田口桂一郎）　健康福祉部長、どうぞ。
◎健康福祉部長（襟立憲道）　当然、本制度におきましては、生活保護制度の受給を制限するといったものではございません。生活保護が必要な人に対しては適切につなぐなどの、最後のセーフティーネットである生活保護制度と両輪として機能させてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。
○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。
◆８番（桑野和夫）　確認しますが、要するに生活保護を受けている方については、この支援を受けておっても両方いけるというふうに理解してよろしいでしょうか。
○議長（田口桂一郎）　健康福祉部長、どうぞ。
◎健康福祉部長（襟立憲道）　生活困窮者、まず主に生活保護を受ける前段の方を救うという制度の大きな趣旨がございます。また、もちろん生活保護になり得る方、そういった相談も含めてこういった事業は存在すると考えております。
○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。
◆８番（桑野和夫）　わかりました。
　最後に、市長にお聞きしますが、この制度についてはまさに困っている人の立場に立った運用を浅口市でもしてほしいと思いますが、答弁をお願いをいたします。
○議長（田口桂一郎）　市長、どうぞ。
◎市長（栗山康彦）　それでは、生活困窮者の自立支援法についてお答えいたします。
　先ほど部長が申しましたとおり、本制度は生活困窮者の自立促進を図ることを目的に施行される新しい制度であります。浅口市では、新年度から生活困窮者が真に自立できるように相談体制の整備充実を図るとともに、幅広い支援を行ってまいりたいと考えております。この制度の理念であります生活困窮者の自立と尊厳の確保、生活困窮者支援を通じた地域づくりを目指し、本制度に取り組んでまいりたいというふうに考えております。
　以上でございます。
○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。
◆８番（桑野和夫）　それでは、次の質問に移らせていただきます。
　次に、中小企業の振興についてお聞きをします。
　私は、地域経済の発展は外からの企業の呼び込みによる振興策よりは、地域に根を張って頑張っている中小企業や商店をしっかり応援をし、地元の資源を生かした魅力ある事業

の発展を支援してこそ、本当の地域の再生ができるものと考えております。そうした上で、浅口市の中小企業等の数の動向について調べてみました。お手元に資料を配付していますが、これは岡山県統計年報をもとに作成をしたものであります。

この中で、事業所数というところを見ますと、２００９年７月の浅口市の全産業の――一番上でありますが――事業所数は１，２０９で従業者数が１万１，０６７人でありました。そして、その右の２０１２年２月１日では、全産業の事業所数は１，０４９で従業者数は９，６２１人であります。ですから、わずか２年半で事業所が１６０減少し、また従業者数が約１，４４０名ぐらい減少をしています。

また、産業別を見ても、ほとんどの産業で減少しています。例えば、Ｄの建設業でありますが、事業所が１１８から１０２になって１６減少し、Ｉの卸売業・小売業で見ますと３７４が２０１２年では３０８になり６６減少し、Ｍの宿泊業・飲食サービス業では２００９年が９８が２０１２年になりますと８３となり１５減少し、Ｐの医療・福祉では７８が６８になり１０減少するというふうになっております。恐らく、現在ではさらにこの数字は減少しているものと思われますが、この減少傾向についてどう考えられておるのか、部長にお聞きをします。

○議長（田口桂一郎）　それでは、中小企業の振興についての中で、市内中小企業等の数の動向についてお尋ねでございます。

産業建設部長、どうぞ。

◎産業建設部長（松田勝久）　失礼します。市内の中小企業の数についてでございますけども、総事業所数、その他の御指摘ございました２００９年です。平成２１年になろうかと思います。平成２１年から２０１２ですから平成２４年ですか、平成２４年にこういうふうに減少しております。

ちょっと同じような資料で、これよりも以前どうなっているのかというのをちょっと調べてみましたら、これは数だけの話ですが、平成１６年から２１年にかけましては、１，１４２から１，２２２、このときはふえているという傾向にあります。こういう１６年から２１年にかけてふえて、また２１年から２４年にかけて減っているというのは、これは岡山県下もう全体同じようなトレンド、同じような傾向を示していると、こういうふうになっております。

お尋ねの事業所数の減少について、その原因というか、どういうふうに考えられているかということでございますけども、当時円高でございましたと思います。それから、経済のグローバル化による国内の生産拠点が海外に出ていった、それからデフレの経済下で景気が低迷していた、それから大型商店とかというのが進出してきております。それから、テレビショッピングとかインターネットなどの通販の普及、いろいろそういうことが考えられるんじゃないかと、こういうふうに思います。一般的な話ですけども、浅口市では主な原因は少子・高齢化による後継者不足が大きい原因になるのかなと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　ありがとうございました。

私は、先ほど話がありましたように、この地方の経済の衰退は長年の国の政治の影響も大きいと思っております。同時に、今後、地域にある力を元気にする振興策を進めてこそ、若者を初めとした定住の拡大、あるいは人口の回復にもつながり、地方経済と地域社会の持続可能な成長に道を開いていくものと思っております。

担当部長としてこういう考えについての見解と、同時に浅口市として当面具体的な振興策があればお示しをお願いをします。

○議長（田口桂一郎）　それでは、地域にある力の元気になる振興策を進めてはどうかのお尋ねでございます。

産業建設部長、どうぞ。

◎産業建設部長（松田勝久）　まず、具体的な制度を少し言いますと、こういう企業の対策としまして、資金の保証を融資する、資金を借りるときに信用保証協会が担保を行う、保証を行うんですけども、その信用保証協会のほうに融資をする、借りたときにお金が必要なんですが、それを融資するですとか、それから中小企業の利子補給制度というのが現在ございます。

中小企業の振興策の推進についてでございますけども、これは議員さんの御指摘のように、地域の中小企業が経営を維持してさらに発展を遂げることが雇用の確保、またにぎわいの創造など浅口市の魅力アップをもたらし、ひいては定住促進につながると、こういうふうに考えております。こうした観点から、商工会などの関係団体との連携を深めまして、事業者の皆様の御意見をいただきながら、中小企業の振興施策の充実に努めてまいりたいと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　次に、中小企業振興条例の制定についてお聞きをします。

あすが３・１１でありますから、東日本大震災から４年目を迎えます。あの東日本大震災を思い起こしてほしいと思いますが、この震災で住民の命を守ったのは誰でしょうか。安否確認や全国からの支援物資を配布、配達をしたのは自治体職員と、地域で仕事をしてきた中小企業を初めとする企業や地域の人でありました。そして、災害直後に食料や水、ガソリン、灯油を無償で供給したのは地域の小売業者であり、瓦れきの処理をしながら避難路の確保や補給路を確保したのは地域の建設業者でありました。

このような地域産業の担い手、経済の主体を平時から育成をしていくことが地域の防災あるいはその後の復旧、復興の基本だと私は思います。また、地域産業の育成は、新しい仕事や所得を生み出し、その所得が自治体の税収にもなってまいります。この仕組みを持続させるための有効な手段の一つが、自治体が中小企業を大事にしながら一緒に地域づく

りを進める中小企業振興条例であります。現在では、１００を超える自治体でこの条例が制定をされていますが、ぜひ本市でもこの中小企業振興条例を制定してほしいと思いますが、答弁をお願いをします。

○議長（田口桂一郎）　それでは、中小企業振興条例の制定についてのお尋ねでございます。

産業建設部長、どうぞ。

◎産業建設部長（松田勝久）　中小企業振興条例についてのお尋ねでございます。

昨年４月現在で、県内では岡山県、それから総社市、また全国では３１の県、それから１１６の区市町で条例が制定されていると、こういうふうに思います。その多くが理念型の条例と、こういうふうに聞いておりますけども、中小企業の振興には基本的理念とともに的確な実態把握と、産学官が連携して施策の検討や提言を行うことが重要であると、こういうふうに言われております。

浅口市では、昨年秋でございますが、浅口商工会、それから浅口市の金融協議会、また岡山県の産学連携センターの御協力を得まして、産業振興施策についての話し合いの場である浅口産業振興懇談会を開催いたしたところであります。この懇談会の議論を踏まえまして、今回の補正予算で計上させていただいているんですが、中小企業の販路拡大や産業財産権の取得促進を図る補助制度の創出に係る費用を計上させていただいております。

条例につきましては、その効果等を引き続き研究いたしますけども、中小企業の振興はこれまで以上に施策の充実に努めてまいりたいと、このように思います。よろしくお願いします。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　市長にお聞きをしたいと思います。

私がこの個別の産業振興策でなく条例の制定を求めるのは、条例のほうが法的な拘束力があり、強制力が強いからであります。条例の制定や中小企業の振興について、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（田口桂一郎）　市長、どうぞ。

◎市長（栗山康彦）　それでは、中小企業の振興についてお答えをいたします。

市内の中小企業の動向につきましては、このところ事業所数が減少しており、雇用の場の確保、ひいては市民生活の安定と地域社会の活力に影響が出ないかと危惧をいたしております。

こうした観点から、私のマニフェストでも産学官の連携による中小企業振興を掲げており、昨年秋には浅口産業振興懇談会を開催し、担当部局と商工会、あるいは金融機関等とが意見交換を行いました。そして、先般は私が直接商工会青年部の皆さんから御意見を聞く場を設け、活発な意見交換も行いました。商工会の女性部との座談会も予定をいたしており、広く経済団体や事業所皆さんから御意見を伺って、施策へ繁栄を図ることにいたしております。

一つの成果として、本議会に提出いたしました補正予算において、販路拡大等の支援に係る予算を計上いたしております。さらに、起業家精神を持つやる気のある方々が浅口市内で起業しやすくなるよう、創業支援の取り組みについても検討するなど、中小企業の振興施策の充実に努めてまいりたいというふうに思っております。

中小企業振興条例につきましては、部長が申しましたとおり、その効果等をこれから研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　ぜひ、効果的な振興策をお願いをしまして、次の質問に入ります。

次に、市営墓地について質問をいたします。

市は以前、金光町の佐方地区に市営墓地をつくることを計画をしました。そして、地元佐方地区とはまず概略設計ができて、それを示した上で今後どうするかについては協議をすることになっておりました。

その上でまずお聞きしますが、佐方地区での市営墓地の計画を中止をした理由についてお聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎）　それでは、３番目の市営墓地についてのお尋ねでございます。

生活環境部長、どうぞ。

◎生活環境部長（原田健次）　それでは、市営墓地建設計画の中止した理由の御質問にお答えをいたします。

市営墓地の建設につきましては、まず概略設計をするに当たりまして、金光町佐方地区の御理解をいただきまして、国道２号玉島笠岡道路の北側を候補地としまして、平成２５年度に概略設計を行い、概算工事費の算出を行いました。工事費をできるだけ安価になるように、あらゆる角度から慎重に検討してまいりましたが、配置や区画数を変えても工事費が割高になるということが判明をしました。この間に、浅口市内の宗教法人から墓地の増設の申請もあり、こうした状況下で本計画を推し進めた場合、墓地の使用者から納めていただくことになります永代使用料が近隣市町の公営墓地の永代使用料と比較しまして割高になること、また墓地が完売できるまでの間の近隣の負担、そういったことを総合的に勘案した結果、このたびの計画は白紙に戻さざるを得ないというふうに判断したところでございます。

以上です。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　説明をいただきましたが、私は市営墓地の計画も含めて、さまざまな計画を進めるときはもちろんのこと、中止をするときも含めて、市民にしっかり説明をすることが重要だと考えております。そういう点では、今回の市営墓地についての中止の説明は十分ではないように思いますが、この点での答弁をお願いをします。

○議長（田口桂一郎）　副市長、どうぞ。

◎副市長（田村諭）　市営墓地についてお答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃったように、市民への説明は非常に重要であるというふうに考えております。このため、地区住民の皆様にはわかりやすく御説明をするために、概略設計の中で市営墓地が完成した際に、周囲から、周りから墓地がどのように見えるかということをイメージの図面を作成をするという計画もしておりました。概略設計ができ上がった段階で、完成予想図等を持参して説明会を行いたいという旨を、事前に組合長さんを通じまして地区の皆様に文書でお知らせをいたしました。

そして、概略設計が進む中で概略工事費が、概算の工事費が割高になるということが判明をいたしました。そうした中で、できるだけ安くできないかということで、墓地の配置とか区画数をいろいろ変えて、再度、再々度検討をいたしました。そうした中で、非常に結果は厳しい結果でございました。

そういうことから、昨年９月に佐方地区に対して計画中止の説明文書を、組合長さんにお願いいたしまして地区住民の方にお知らせをさせていただきました。このときに、計画中止の説明会を開催することも考えましたが、当初の段階で概略設計ができ上がった段階で計画内容の説明を行うとお知らせをしておりました。中止と判断した図面の内容を説明をさせていただいても、かえって地元のほうも混乱をすると思いまして、文書でお知らせをさせていただきました。

このたびの市営墓地建設計画に向けて概略設計を行うに当たりまして、佐方地区の皆様には御理解と御協力を賜りまして感謝を申し上げます。しかしながら、市民の皆様には市営墓地建設の御期待を抱かせましたが、先ほど申し上げました理由によりこのたびの計画は断念をいたしました。何とぞ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　質問を多少変えますが、市営墓地について、市は平成２０年に墓地に関するアンケート調査を実施をしています。お手元に調査結果をお配りをしています。この調査は、市営墓地ができた場合に使用を希望される世帯のみに回答を求めたものであり、当時４３０世帯が回答をしました。これによりますと、回答された中で、例えば問い３で墓地がない人が２８３世帯とあり、それから問い４で墓地を購入する理由として、墓地がないが２７２、それから今ある墓地が遠いからが６２で、今ある墓地が狭いからが３４であります。

こういうことを見る限りは、墓地が欲しいという市民の方のニーズは相当数あるようでありますが、とりあえず今白紙でありますが、今後、市として市営墓地についてはどう対応されるのか、お聞きをします。

○議長（田口桂一郎）　それでは、今後の計画をお尋ねでございます。

副市長、どうぞ。

◎副市長（田村諭）　墓地の今後の計画についてお答えをいたします。

先ほど議員がおっしゃったように、アンケートの結果では４００人以上の方が墓地を希望されるという結果でございました。それを受けて今回計画をいたしたわけですが、今回の計画は先ほどの御説明のように断念をいたしまして、今後の計画でございますが、今現在、市内の宗教法人のほうの墓地の計画がかなり進んでおるというふうに聞いております。そういったことから、状況も現在は変化しておりますので、今後宗教法人による将来的な墓地造成事情を勘案した上で、検討していきたいというふうに思っております。御理解ください。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　確認ですが、市営墓地についてはもう今後一切やめるということではないんですね。その辺を確認したいと思います。

○議長（田口桂一郎）　副市長、どうぞ。

◎副市長（田村諭）　やめるということではありません。民間、宗教法人の墓地の基数とか希望者の数とか、このあたりを検討していきたいということでございますので、断念、全然計画がないということではございません。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　墓地について市長にお聞きをしますが、佐方の墓地の説明責任を含めて、市営墓地についての見解をお願いします。

○議長（田口桂一郎）　市長、どうぞ。

◎市長（栗山康彦）　金光町の佐方地区への市営墓地建設中止の理由につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、市営墓地の早期整備につきましては御期待に沿えない結果となり、大変申しわけなく思っております。また、市民への説明は大変、議員の言われるように重要であると認識しております。行政として、市民への説明をしっかり行っていきたいというふうに思っております。

今後の計画につきましては、市内の宗教法人において墓地の拡張等の計画もあるようでございます。これらの動向を参考にし、研究、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　では、よろしくお願いしまして、最後の質問に入らせていただきます。

最後に、一般国道２号玉島笠岡道路について質問をします。

この道路は、３月２９日に玉島西インターチェンジから浅口金光インターチェンジ間が開通となります。今月号の広報あさくちにもいろいろ詳しく掲載をされておりまして、交通渋滞が緩和されるとか、あるいは交通事故が減少するなど、交通事情がさらに向上されるというふうに書かれております。確かにそういった面があるんだと思いますけども、金光町佐方までの部分開通でありますから、地元の佐方地区では全てがバラ色というふうに

はいかないと思っております。

　というのは、浅口金光インターでおりた車は、西に行く場合は県道を北上して国道２号線のみわ記念病院の信号を左折をすることになりますが、どれぐらい車がふえるかはなかなか想像しにくいのですが、特に朝の時間帯は通勤通学と重なり混雑が予想されるなど、いろいろと心配な面があります。

　その上でお聞きしますが、現在国道２号の車がどれぐらい玉島笠岡道路に流れていく予想なのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎）　それでは、４番目の国道２号バイパス玉島西インター、金光インターが開通の対応についてでございますが、国道２号線よりバイパスにどれぐらい流れる予想なのかをお尋ねでございます。

　産業建設部長、どうぞ。

◎産業建設部長（松田勝久）　バイパスの開通に伴いましての交通の流れでございます。

　今回の開通により、唐船交差点の混雑の緩和や車の流れが玉島笠岡道路、バイパスでございますけども、こちらと現道、国道２号に分散されることで、交通事故の削減が期待されていると、こういうことでございます。

　交通量の推計でございますけども、現在の国道２号の交通量が１日で約３万台弱でございまして、開通区間へ、バイパスのほうへの交通量の転換はそのうちの２割から３割程度を見込んでいると、こういうふうに聞いております。

　以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　相当数、車がバイパスのほうへ流れていくということであります。２割から３割ですね。

　先ほどもお話ししましたが、朝の時間帯に特に混雑が予想され、渋滞をしますと、一定程度の車はみわ記念病院の信号による渋滞を避けて、手前の市道を使い、西や東に行く可能性もあります。そして、その道路の多くは通学路でありますから、子供たちを含めて極めて危険な状態も予想されますが、そういった危険を少しでも除去するための対策について、現在あるものをお聞きしたいと思います。

○議長（田口桂一郎）　産業建設部長、どうぞ。

◎産業建設部長（松田勝久）　交通渋滞の対策でございます。

　先ほど議員さんおっしゃいましたように、みわ記念のところの交差点が渋滞が考えられます。これに関しましては、左折の専用レーンを今現在つけて、そういう作業をしております。２車線だったものを３車線で、あそこ左折の専用がないんでそれを１つはつけます。

　それと、もう一つでございますが、これは佐方の交差点、玉島の西のインターチェンジということになりますけども、そこの案内看板で、バイパスと国道２号の位置関係を伝えるための看板を出します。具体的に申しますと、そのままずっと真っすぐ行ったバイパスは浅口金光インターまでで、その後は県道を経由して国道２号へ接続するというふうなこ

とがちゃんとわかるように、それからまた福山とか笠岡方面へ行く車に関しましては、その案内といたしましては、従来のルートであります現在の国道２号へ誘導するような、このような案内看板を行って適正な分散化を図ると、こういうふうな予定になっております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　今、２点の対応策が話をされました。ぜひ、いろんな方面で最善の対応をしてほしいと思います。そして、開通してみないと実際にどれぐらい車が来るか予想ができない面がありますので、ぜひ車などの動向をしっかり検証もして、問題が生じた場合は国や県、さらには地元や学校などを含めて、しっかりと協議をして対応してほしいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（田口桂一郎）　それでは、開通後の車等の動向についてお尋ねでございます。

産業建設部長、どうぞ。

◎産業建設部長（松田勝久）　開通後の車の動向の検証についてでございますけども、開通後の交通量や車の流れにつきましては、国土交通省の岡山国道事務所において、交通量調査は開通直後とそれから５月の連休明けごろに、また車の流れにつきましては随時確認をすると、こういうふうに聞いております。これらを検証しながら、関係機関と連携して渋滞対策や安全対策について対応していきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　ぜひ、対応をお願いします。

最後に、市長から安心・安全な地域をつくるという観点での全体的な見解をお願いします。

○議長（田口桂一郎）　市長、どうぞ。

◎市長（栗山康彦）　それでは、玉島笠岡道路の開通による対応ということでお答えをさせていただきます。

現在、関係機関で安全の確保や渋滞解消に向けた協議を行っております。特に、通学路になっている佐方交差点付近につきましては、交通の円滑性や安全性の確保について要望し、私が直接玉島警察署へ開通後の佐方交差点での交通指導のお願いもいたしております。また、開通後の車の流れにつきましては、十分検証し、国交省、岡山県、警察、浅口市の４者による安全対策の会議を持つなど、関係機関と連携して対応していきたいと考えております。今後は、国道２号玉島笠岡道路全線の早期開通に向け、要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　ぜひ、よろしくお願いしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田口桂一郎）　御苦労さまでした。

それでは、これより休憩をとります。

午前１０時１１分　休憩

午前１０時２４分　再開

平成２７年第１回　３月定例会 - 03 月 11 日－04 号

平成２７年３月浅口市議会第１回定例会会議録（第4）

１．招集年月日　平成２７年３月１１日（９日目）
１．招集の場所　浅口市役所議場
１．開　　議　３月１１日　午前９時３０分
１．議事日程
　第１　一般質問
　第２　議案質疑
　　承認第　１号　専決処分した事件の承認について（討論・採決）
　　（和解及び損害賠償額の決定について）
　　承認第　２号　専決処分した事件の承認について（討論・採決）
　　（和解及び損害賠償額の決定について）
　　承認第　３号　専決処分した事件の承認について（討論・採決）
　　（和解及び損害賠償額の決定について）
　　同意第　１号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（討論・採決）
　　同意第　３号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（討論・採決）
　　同意第　４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（討論・採決）
　　議案第　１号　浅口市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について
　　議案第　２号　浅口市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
　　議案第　３号　浅口市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
　　議案第　４号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
　　議案第　５号　浅口市立幼稚園条例の制定について
　　議案第　６号　浅口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
　　議案第　７号　浅口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
　　議案第　８号　浅口市行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第　９号　浅口市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第１０号　浅口市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第１１号　浅口市中学校、小学校及び幼稚園に関する条例及び浅口市立金光幼稚園通園バス条例の一部を改正する条例について

議案第１２号　浅口市立保育所条例の一部を改正する等の条例について

議案第１３号　浅口市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第１４号　浅口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第１５号　浅口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第１６号　浅口市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第１７号　浅口市公共下水道条例の一部を改正する条例について

議案第１８号　浅口市消防団条例の一部を改正する条例について

議案第１９号　倉敷市及び浅口市との高梁川流域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

議案第２０号　平成２６年度浅口市一般会計補正予算（第５号）

議案第２１号　平成２６年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議案第２２号　平成２６年度浅口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議案第２３号　平成２６年度浅口市介護保険特別会計補正予算（第４号）

議案第２４号　平成２６年度浅口市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

議案第２５号　平成２６年度浅口市工業団地開発事業特別会計補正予算（第３号）

議案第２６号　平成２６年度浅口市水道事業会計補正予算（第３号）

議案第２７号　平成２７年度浅口市一般会計予算

議案第２８号　平成２７年度浅口市国民健康保険特別会計予算

議案第２９号　平成２７年度浅口市後期高齢者医療特別会計予算

議案第３０号　平成２７年度浅口市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第３１号　平成２７年度浅口市介護保険特別会計予算

議案第３２号　平成２７年度浅口市公共下水道事業特別会計予算

議案第３３号　平成２７年度浅口市畑地かんがい給水事業特別会計予算

議案第３４号　平成２７年度益坂財産区特別会計予算

議案第３５号　平成２７年度浅口市工業団地開発事業特別会計予算

議案第３６号　平成２７年度浅口市水道事業会計予算

議案第３７号　市道路線の認定について

議案第３８号　市道路線の変更について

議案第３９号　新市建設計画の一部変更について

諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（討論・採決）

第３　委員会付託（付託表のとおり）

１．本日の会議に付した事件及びその結果

日程第１　一般質問

日程第２　議案質疑

承認第　１号　専決処分した事件の承認について（討論・採決）

（和解及び損害賠償額の決定について）

（ 原案承認 ）

承認第　２号　専決処分した事件の承認について（討論・採決）

（和解及び損害賠償額の決定について）

（ 原案承認 ）

承認第　３号　専決処分した事件の承認について（討論・採決）

（和解及び損害賠償額の決定について）

（　〃　）

同意第　１号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて（討論・採決）

（ 同　　意 ）

同意第　３号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（討論・採決）

（　〃　）

同意第　４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（討論・採決）

（　〃　）

議案第　１号　浅口市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について

（委員会付託）

議案第　２号　浅口市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

（　〃　）

議案第　３号　浅口市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

（　　〃　　）

議案第　４号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

（　　〃　　）

議案第　５号　浅口市立幼稚園条例の制定について　　（　　〃　　）

議案第　６号　浅口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

（　　〃　　）

議案第　７号　浅口市包括的支援事業の実施に関する
基準を定める条例の制定について

（委員会付託）

議案第　８号　浅口市行政手続条例の一部を改正する条例について

（　　〃　　）

議案第　９号　浅口市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

（　　〃　　）

議案第１０号　浅口市手数料条例の一部を改正する条例について

（　　〃　　）

議案第１１号　浅口市中学校、小学校及び幼稚園に関する条例及び浅口市立金光幼稚園通園バス条例の一部を改正する条例について

（　　〃　　）

議案第１２号　浅口市立保育所条例の一部を改正する等の条例について

（　　〃　　）

議案第１３号　浅口市介護保険条例の一部を改正する条例について

（　　〃　　）

議案第１４号　浅口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（　　〃　　）

議案第１５号　浅口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（　　〃　　）

議案第１６号　浅口市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（　　〃　　）

議案第１７号　浅口市公共下水道条例の一部を改正する条例について

（委員会付託）

議案第１８号　浅口市消防団条例の一部を改正する条例について

（　〃　）

議案第１９号　倉敷市及び浅口市との高梁川流域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

（　〃　）

議案第２０号　平成２６年度浅口市一般会計補正予算（第５号）

（　〃　）

議案第２１号　平成２６年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

（　〃　）

議案第２２号　平成２６年度浅口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

（　〃　）

議案第２３号　平成２６年度浅口市介護保険特別会計補正予算（第４号）

（　〃　）

議案第２４号　平成２６年度浅口市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

（　〃　）

議案第２５号　平成２６年度浅口市工業団地開発事業特別会計補正予算（第３号）

（　〃　）

議案第２６号　平成２６年度浅口市水道事業会計補正予算（第３号）

（　〃　）

議案第２７号　平成２７年度浅口市一般会計予算　（　〃　）

議案第２８号　平成２７年度浅口市国民健康保険特別会計予算

（　〃　）

議案第２９号　平成２７年度浅口市後期高齢者医療特別会計予算

（　〃　）

議案第３０号　平成２７年度浅口市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

（　〃　）

議案第３１号　平成２７年度浅口市介護保険特別会計予算

（　〃　）

議案第３２号　平成２７年度浅口市公共下水道事業特

別会計予算

（委員会付託）

議案第３３号　平成２７年度浅口市畑地かんがい給水事業特別会計予算

（　〃　）

議案第３４号　平成２７年度益坂財産区特別会計予算　（　〃　）

議案第３５号　平成２７年度浅口市工業団地開発事業特別会計予算

（　〃　）

議案第３６号　平成２７年度浅口市水道事業会計予算　（　〃　）

議案第３７号　市道路線の認定について　（　〃　）

議案第３８号　市道路線の変更について　（　〃　）

議案第３９号　新市建設計画の一部変更について　（　〃　）

諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（討論・採決）

（ 適　　任 ）

日程第３　委員会付託（付託表のとおり）

１．出 席 議員　（４番欠番）

１番	福　田　　玄	２番	伊　澤　　誠
３番	佐　藤　正　人	５番	竹　本　幸　久
６番	岡　邊　正　継	７番	平　田　襄　二
８番	桑　野　和　夫	９番	加　藤　淳　二
１０番	原　　彰	１１番	中　西　美　治
１２番	柚　木　　毅	１３番	藤　澤　　健
１４番	青　木　光　朗	１５番	大　西　恒　夫
１６番	田　口　桂一郎	１７番	香　取　良　勝
１８番	井　上　邦　男	１９番	大　西　洋　平

１．遅刻または中途退場した議員の番号、氏名（な　し）

１．欠 席 議員（な　し）

１．地方自治法第１２１条の規定に基づく説明のため出席した者の職氏名

市長	栗　山　康　彦	副市長	田　村　　諭
教育長	中　野　留　美	企画財政部長	秋　田　　裕
生活環境部長	原　田　健　次	健康福祉部長	襟　立　憲　道
産業建設部長	松　田　勝　久	上下水道部長	垣　内　　長
金光総合支所長	河　手　秀　夫	寄島総合支所長	大　室　　清
教育次長	櫛　田　　忠	会計管理者	畑　　良　典
総務課長	笠　原　浩　一		

１．出席した事務局職員

議会事務局長	小　西　通　夫	書記	園　部　　智
書記	小　橋　史　明	書記	奥　原　貴　子

午前９時３０分　開議

○議長（田口桂一郎）　それでは、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は１８人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで私から一言申し上げます。

本日で東日本大震災の発生から４年が経過いたします。被災地の一刻も早い復興、復旧をお祈りいたしますとともに、災害により亡くなられた方々に対して黙祷をささげたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔黙　　祷〕

～～～～～～～～～～～～～～～～

(略)

○議長（田口桂一郎）　これで質疑を終わります。

議案第１３号浅口市介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

ここで８番桑野和夫議員から発言の通告がありますので、これを許可します。

桑野議員、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　この条例によりまして、第１号被保険者の保険料が月平均４，８００円が５，３００円になるという説明でありました。この月平均の保険料は県内ではどういう位置になるのか、県内の動向についてまず説明をお願いします。

○議長（田口桂一郎）　桑野議員、もう一つ出とる。

◆８番（桑野和夫）　一緒に。

○議長（田口桂一郎）　うん、一緒にお願いします。

◆８番（桑野和夫）　それから、一般論で結構です、一般質問ではありませんから。

保険料を安くするために、一般会計から介護保険の特別会計の独自の繰り入れは可能なのかどうかを質問をします。

以上、２点。

○議長（田口桂一郎）　それでは、答弁を求めます。

健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（襟立憲道）　それでは、介護保険条例の一部改正についての県下の動向についてお答えをいたします。

今回、介護報酬の改定が実は２月にずれ込みました。そのため、国、県ともに現在取りまとめの段階でございます。まだ公表はされてはおりませんが、全体的に金額の上昇傾向

にあります。その中で、浅口市のこの５，３００円は、県下１５市中低いほうから２番目くらいに位置いたしております。

続きまして、一般会計からの繰り入れの件でございます。

介護保険におけます市の負担割合、これは政令によりまして１２．５％と定められております。もし第６期中に財源不足といったようなことになった場合は、まずは介護保険自身の基金の取り崩し、また県にもあります基金からの、これは借り入れになりますが、それによって対応いたしたいと思っております。現在、一般財源の投入までは考えておりません。

以上です。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　保険料でありますが、全国的な平均が５，５００円程度というふうなことなんで、まあまあ平均的だというふうに思います。

それから、一般会計からの繰り入れでありますが、これは法定内の繰り入れではなくって、独自に政策的な繰り入れができるかどうかについてお聞きしたんで、その辺の答弁をお願いします。

○議長（田口桂一郎）　それでは、健康福祉部長、どうぞ。

◎健康福祉部長（襟立憲道）　独自の繰り入れにつきましては、これまで国の立場といたしましては、違法ではないけれども好ましくはないとお聞きしております。被保険者間の公平性の確保、また健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点及び世代間の不公平が生じないように、今後も運営を行っていきたいと考えております。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　繰り入れの問題でありますが、少し古くなりますが、２００２年３月１９日の参議院、厚生労働委員会の議事によりますと、この介護保険料の減免制度については、自治事務なんで強制力がなくって、国との関係で言うと、助言あるいは勧告に当たるというふうな理解であります。

ですから、これは法律上の義務はないというふうな政府の見解でありますから、市町村の独自の判断によってこの繰り入れはできるというふうに解釈しておりますんで、今後御検討をお願いします。

以上です。

○議長（田口桂一郎）　答弁はよろしいか。

（８番「よろしい」の声あり）

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　これで質疑を終わります。

議案第１４号浅口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　これで質疑を終わります。

議案第１５号浅口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　これで質疑を終わります。

議案第１６号浅口市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　これで質疑を終わります。

議案第１７号浅口市公共下水道条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　これで質疑を終わります。

議案第１８号浅口市消防団条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　これで質疑を終わります。

議案第１９号倉敷市及び浅口市との高梁川流域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　これで質疑を終わります。

議案第２０号平成２６年度浅口市一般会計補正予算（第５号）から議案第２６号平成２６年度浅口市水道事業会計補正予算（第３号）までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　これで質疑を終わります。

議案第２７号平成２７年度浅口市一般会計予算の質疑を行います。

ここで８番桑野議員から発言の通告がありますので、これを許可します。

桑野議員、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　一般会計の予算の９１ページをお開きください。

この中の土木費の道路維持費の中に、阿坂トンネルの維持保守業務というのがありますが、この内容についてお聞きをしたいと思います。

○議長（田口桂一郎）　答弁を求めます。

産業建設部長、どうぞ。

◎産業建設部長（松田勝久）　土木費の道路維持費の中の委託料の中の設計委託料のことだと思います。ここの予算書にはございませんが、予算の説明の中に載ってたと思います。阿坂トンネルでございますけども、これは道路インフラの整備ということで、今年度調査をいたしました。その調査の結果、漏水ですとかひび割れが見つかりましたので、これを修繕するために新年度、２７年において詳細設計を行うこの委託料を計上しております。

以上でございます。

○議長（田口桂一郎）　はい、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　他県でありますが、トンネルの事故もありましたんで、ぜひしっかりと対応をお願いしておきます。

以上です。

○議長（田口桂一郎）　よろしいですか。

◆８番（桑野和夫）　はい。

○議長（田口桂一郎）　以上で通告による質疑を終わりました。(略)

平成２７年第１回　３月定例会 - 03 月 19 日－05 号

平成２７年３月浅口市議会第１回定例会会議録（第5）

１．招集年月日　平成２７年３月１９日（１７日目）
１．招集の場所　浅口市役所議場
１．開　　議　３月１９日　午前９時３０分
１．議事日程
第１　委員長報告（質疑）
〇総務文教常任委員会
〇民生常任委員会
〇産業建設常任委員会
第２　議案第４０号　財産の取得について
第３　議案討論・採決
議案第　１号　浅口市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について
議案第　２号　浅口市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
議案第　３号　浅口市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
議案第　４号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第　５号　浅口市立幼稚園条例の制定について
議案第　６号　浅口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
議案第　７号　浅口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
議案第　８号　浅口市行政手続条例の一部を改正する条例について
議案第　９号　浅口市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第１０号　浅口市手数料条例の一部を改正する条例について
議案第１１号　浅口市中学校、小学校及び幼稚園に関する条例及び浅口市立金光幼稚園通園バス条例の一部を改正する条例について
議案第１２号　浅口市立保育所条例の一部を改正する等の条例について
議案第１３号　浅口市介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第１４号　浅口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第１５号　浅口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第１６号　浅口市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第１７号　浅口市公共下水道条例の一部を改正する条例について

議案第１８号　浅口市消防団条例の一部を改正する条例について

議案第１９号　倉敷市及び浅口市との高梁川流域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

議案第２０号　平成２６年度浅口市一般会計補正予算（第５号）

議案第２１号　平成２６年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

議案第２２号　平成２６年度浅口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

議案第２３号　平成２６年度浅口市介護保険特別会計補正予算（第４号）

議案第２４号　平成２６年度浅口市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

議案第２５号　平成２６年度浅口市工業団地開発事業特別会計補正予算（第３号）

議案第２６号　平成２６年度浅口市水道事業会計補正予算（第３号）

議案第２７号　平成２７年度浅口市一般会計予算

議案第２８号　平成２７年度浅口市国民健康保険特別会計予算

議案第２９号　平成２７年度浅口市後期高齢者医療特別会計予算

議案第３０号　平成２７年度浅口市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議案第３１号　平成２７年度浅口市介護保険特別会計予算

議案第３２号　平成２７年度浅口市公共下水道事業特別会計予算

議案第３３号　平成２７年度浅口市畑地かんがい給水事業特別会計予算

議案第３４号　平成２７年度益坂財産区特別会計予算

議案第３５号　平成２７年度浅口市工業団地開発事業特別会計予算

議案第３６号　平成２７年度浅口市水道事業会計予算

議案第３７号　市道路線の認定について

議案第３８号　市道路線の変更について

議案第３９号　新市建設計画の一部変更について

議案第４０号　財産の取得について

第４　発議第　１号　浅口市議会委員会条例の一部を改正する条例について（質疑・討論・採決）

第５　閉会中の委員会継続事件の申し出について

１．本日の会議に付した事件及びその結果

日程第１　委員長報告（質疑）

〇総務文教常任委員会

〇民生常任委員会

〇産業建設常任委員会

日程第２　議案第４０号　財産の取得について　（ 上　　程 ）

日程第３　議案討論・採決

議案第　１号　浅口市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例の制定について

（ 原案可決 ）

議案第　２号　浅口市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

（　〃　）

議案第　３号　浅口市教育長の勤務時間等に関する条例の制定について

（　〃　）

議案第　４号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

（　〃　）

議案第　５号　浅口市立幼稚園条例の制定について　（ 原案可決 ）

議案第　６号　浅口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

（　〃　）

議案第　７号　浅口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

（　〃　）

議案第　８号　浅口市行政手続条例の一部を改正する条例について

（　〃　）

議案第　９号　浅口市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

（　〃　）

議案第１０号　浅口市手数料条例の一部を改正する条例について

（　〃　）

議案第１１号　浅口市中学校、小学校及び幼稚園に関する条例及び浅口市立金光幼稚園通園バス条例の一部を改正する条例について

（　〃　）

議案第１２号　浅口市立保育所条例の一部を改正する等の条例について

（　　〃　　）

議案第１３号　浅口市介護保険条例の一部を改正する条例について

（　　〃　　）

議案第１４号　浅口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（　　〃　　）

議案第１５号　浅口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方
法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（ 原案可決 ）

議案第１６号　浅口市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

（　　〃　　）

議案第１７号　浅口市公共下水道条例の一部を改正する条例について

（　　〃　　）

議案第１８号　浅口市消防団条例の一部を改正する条例について

（　　〃　　）

議案第１９号　倉敷市及び浅口市との高梁川流域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について

（　　〃　　）

議案第２０号　平成２６年度浅口市一般会計補正予算（第５号）

（　　〃　　）

議案第２１号　平成２６年度浅口市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

（　　〃　　）

議案第２２号　平成２６年度浅口市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

（　　〃　　）

議案第２３号　平成２６年度浅口市介護保険特別会計補正予算（第４号）

（　　〃　　）

議案第２４号　平成２６年度浅口市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

（　　〃　　）

議案第２５号　平成２６年度浅口市工業団地開発事業特別会計補正予算（第３号）

（　　〃　　）

議案第２６号　平成２６年度浅口市水道事業会計補正予算（第３号）

（　　〃　　）

議案第２７号　平成２７年度浅口市一般会計予算　　（　　〃　　）

議案第２８号　平成２７年度浅口市国民健康保険特別会計予算

（　　〃　　）

議案第２９号　平成２７年度浅口市後期高齢者医療特別会計予算

（ 原案可決 ）

議案第３０号　平成２７年度浅口市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

（　　〃　　）

議案第３１号　平成２７年度浅口市介護保険特別会計予算

（　　〃　　）

議案第３２号　平成２７年度浅口市公共下水道事業特別会計予算

（　　〃　　）

議案第３３号　平成２７年度浅口市畑地かんがい給水事業特別会計予算

（　　〃　　）

議案第３４号　平成２７年度益坂財産区特別会計予算　　（　　〃　　）

議案第３５号　平成２７年度浅口市工業団地開発事業特別会計予算

（　　〃　　）

議案第３６号　平成２７年度浅口市水道事業会計予算　　（　　〃　　）

議案第３７号　市道路線の認定について　　（　　〃　　）

議案第３８号　市道路線の変更について　　（　　〃　　）

議案第３９号　新市建設計画の一部変更について　　（　　〃　　）

議案第４０号　財産の取得について　　（　　〃　　）

日程第４　発議第　１号　浅口市議会委員会条例の一部を改正する条例について（質疑・討論・採決）

（　　〃　　）

日程第５　閉会中の委員会継続事件の申し出について　　（ 継続事件 ）

１．出 席 議員　（４番欠番）

１番	福　田　　玄	２番	伊　澤　　誠
３番	佐　藤　正　人	５番	竹　本　幸　久
７番	平　田　襄　二	８番	桑　野　和　夫
９番	加　藤　淳　二	１０番	原　　彰
１１番	中　西　美　治	１２番	柚　木　　毅
１３番	藤　澤　　健	１４番	青　木　光　朗
１５番	大　西　恒　夫	１６番	田　口　桂一郎

１７番　　香　取　良　勝　　１８番　　井　上　邦　男
１９番　　大　西　洋　平

１．遅刻または中途退場した議員の番号、氏名（な　し）

１．欠 席 議員（１　名）
６番　　岡　邊　正　継

１．地方自治法第１２１条の規定に基づく説明のため出席した者の職氏名

市長	栗　山　康　彦	副市長	田　村　　諭
教育長	中　野　留　美	企画財政部長	秋　田　　裕
生活環境部長	原　田　健　次	健康福祉部長	襟　立　憲　道
産業建設部長	松　田　勝　久	上下水道部長	垣　内　　長
金光総合支所長	河　手　秀　夫	寄島総合支所長	大　室　　清
教育次長	櫛　田　　忠	会計管理者	畑　　良　典
総務課長	笠　原　浩　一		

１．出席した事務局職員

議会事務局長	小　西　通　夫	書記	園　部　　智
書記	小　橋　史　明	書記	奥　原　貴　子

午前９時３０分　開議

○議長（田口桂一郎）　それでは、皆さんにおはようございます。

ただいまの出席議員は１７人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

(略)

○議長（田口桂一郎）　お座りください。

起立多数と認めます。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

議案第２号浅口市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

８番桑野和夫議員から反対討論の通告がありましたので、これを許可いたします。

桑野議員、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　議案第２号の浅口市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

この条例改正は、昨年６月、国会において地方の教育委員会制度を定める法律であります地方教育行政法の改変に基づいて、全ての自治体で行われるものであります。法案改正という形式的なものという説明の上に立ちますが、約半世紀ぶりに教育委員会制度が変わ

るものでありますから、私は看過できないと考えています。

最大の問題は、これまで市長から完全に独立した執行機関として教育委員会がありましたが、それが法改正により市長に任命の新教育長になることなどで、教育の政治的中立性、教育の自主性が損なわれるおそれがあるからであります。市長と教育行政との関係では、私は市長は教育の自主性に配慮しつつ、率直に教育委員会などと意見交換をし、教育予算の確保に全力を尽くす、こういった関係がよいものだと考えております。

さきの総務文教常任委員会で中野教育長は、私の、現在教育長がいて教育委員長がいる制度について何か問題があると思うかという問いに対して、特別には思わないと答えております。恐らくほとんどの自治体の教育長や教育委員は、問題がないと考えていると思います。私は、国があえて教育委員会制度を変えるのは、国の言いなり、そして子供不在の教育行政に変えようという狙いがあるからであると思っております。

以上、条例改正に反対の立場から討論をさせていただきました。どうぞよろしくお願いします。

○議長（田口桂一郎）　以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第２号浅口市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎）　お座りください。

起立多数と認めます。よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

議案第３号浅口市教育長の勤務時間等に関する条例の制定についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　ないようなので、採決に入ります。

議案第３号浅口市教育長の勤務時間等に関する条例の制定については委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎）　お座りください。

起立多数と認めます。よって、議案第３号は原案のとおり可決されました。

議案第４号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　ないようなので、採決に入ります。

議案第４号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎）　お座りください。

起立多数と認めます。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

議案第５号浅口市立幼稚園条例の制定についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　ないようなので、採決に入ります。

議案第５号浅口市立幼稚園条例の制定については委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎）　お座りください。

起立多数と認めます。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

議案第６号浅口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　ないようなので、採決に入ります。

議案第６号浅口市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎）　お座りください。

起立多数と認めます。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

議案第７号浅口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　ないようなので、採決に入ります。

議案第７号浅口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定については委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎）　お座りください。

起立多数と認めます。よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

議案第８号浅口市行政手続条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　ないようなので、採決に入ります。

議案第８号浅口市行政手続条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　御異議なしと認めます。よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

議案第９号浅口市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

ここで、８番桑野和夫議員から反対討論の通告がありましたので、これを許可いたします。

桑野議員、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　議案第９号の浅口市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論に参加をします。

この改正の根拠となっています昨年の人事院勧告は、まず賃金ベースを平均で２％引き下げる、そして民間賃金が高い都市部は地域手当を増額して、最大２０％として民間賃金との均衡を図る、そして三つ目として５０歳代後半層は最大４％程度の引き下げを行う、これが主な内容であります。

こうしたことが実施をされれば、都市部と地方の格差はさらに広がり、地域経済に悪影響を及ぼします。国家公務員の労働組合の試算によれば、この給与制度の総合的見直しが県内全てで実施された場合、岡山県全体で約７９億円の給与所得が減少をし、約５５億円もの消費支出が減少すると試算をされています。そして、２０１５年の民間企業を中心とした春闘では、生活改善につながる大幅賃上げが求められていますが、こうした動きに水を浴びせ、地場賃金、地域経済に重大な影響を及ぼすことになります。また、全国知事会や全国市長会なども、人事院に対して、地方と都市部の格差が一層拡大しないよう適切な措置を講じることを期待するとの声明を出しております。

賃下げはさまざまな困難の中で公共サービスを担う多くの地方公務員の意欲をそぎ、とりわけ自治体職場のあすを担う成年職員の将来設計を狂わせ、人材の確保と育成を阻害することになります。自治体当局が行うべきことは、地域の民間事業所が賃上げを行うことができる環境をつくることであり、地域経済が改善するようにすることであります。そして、そのためにも、市職員が一層働きがいを持って働くことができる給与と環境を整える

ことであります。今回の見直しはこのことに逆行することであり、実施するべきではありません。

以上が反対の理由でありますが、議員の皆さんの御理解をお願いをしまして討論とします。

○議長（田口桂一郎）　以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第９号浅口市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎）　お座りください。

起立多数と認めます。よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

議案第１０号浅口市手数料条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　ないようなので、採決に入ります。

議案第１０号浅口市手数料条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　御異議なしと認めます。よって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

議案第１１号浅口市中学校、小学校及び幼稚園に関する条例及び浅口市立金光幼稚園通園バス条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　ないようなので、採決に入ります。

議案第１１号浅口市中学校、小学校及び幼稚園に関する条例及び浅口市立金光幼稚園通園バス条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　御異議なしと認めます。よって、議案第１１号は原案のとおり可決されました。

議案第１２号浅口市立保育所条例の一部を改正する等の条例についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　ないようなので、採決に入ります。

議案第１２号浅口市立保育所条例の一部を改正する等の条例については委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　御異議なしと認めます。よって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

議案第１３号浅口市介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

ここで、８番桑野和夫議員から反対討論の通告がありましたので、これを許可します。

桑野議員、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　議案第１３号浅口市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

条例改正により、介護保険料の基準額は月額４，８００円から５，３００円になります。保険料は３年ごとに改定をされますが、これまでの最高額の保険料となります。これはもう介護保険制度の破綻と言うべき状況であり、制度導入に当たり、国の財政負担が引き下げられたことが重大な影響を及ぼしております。介護保険を運営する市町村は、低所得者の負担を軽減するために保険料の区分の細分化をしてきました。浅口市も当初の６段階から、今回提案の９段階にと次々に細分化してきたわけでありますが、焼け石に水という状況であります。

介護保険制度は、今回の保険料の引き上げに加え、今年８月から利用料については一定の所得以上がある人は１割から２割に自己負担額が上がります。さらに、今後は介護保険で要支援１と２を受けた人を除外して、市が実施するボランティアなどによる事業に移行をしていきます。そして、特別養護老人ホームへの新たな入所は、要介護３以上の人に限定をします。そして、医療費は、新たに７０歳になる人から１割負担を２割負担にします。そして、入院時の食費負担は、１食２６０円から４６０円に値上げをしようとしています。また、後期高齢者医療制度で保険料特別軽減を廃止し、これに伴う過半数以上の人が影響が出てまいります。もうこれでは、生活ができないというのが実感ではないでしょうか。

私は、少しでも生活を直撃する負担を減らすために、議案の審議でも議論しましたように、介護保険料について、一般会計から介護保険の特別会計に政策的に繰り入れをすることなどをして、保険料を抑えるべきだと思います。こうした立場から、今回の条例改正には反対をします。議員の皆さんの御賛同をお願いしまして討論とします。

○議長（田口桂一郎）　以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第１３号浅口市介護保険条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（田口桂一郎）　お座りください。

起立多数と認めます。よって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

議案第１４号浅口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　ないようなので、採決に入ります。

議案第１４号浅口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　御異議なしと認めます。よって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

議案第１５号浅口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　ないようなので、採決に入ります。

議案第１５号浅口市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　御異議なしと認めます。よって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

議案第１６号浅口市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　ないようなので、採決に入ります。

議案第１６号浅口市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービ

ス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　御異議なしと認めます。よって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとります。

午前１０時２８分　休憩

午前１０時４３分　再開

○議長（田口桂一郎）　再開いたします。

議案第１７号浅口市公共下水道条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　ないようなので、採決に入ります。

議案第１７号浅口市公共下水道条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　御異議なしと認めます。よって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

議案第１８号浅口市消防団条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論の希望はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　ないようなので、採決に入ります。

議案第１８号浅口市消防団条例の一部を改正する条例については委員長の報告のとおり原案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田口桂一郎）　御異議なしと認めます。よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

議案第１９号倉敷市及び浅口市との高梁川流域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についての討論を行います。

ここで、８番桑野和夫議員から反対討論の通告がありましたので、これを許可します。

桑野議員、どうぞ。

◆８番（桑野和夫）　議案第１９号倉敷市及び浅口市との高梁川流域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についての反対の立場で討論に参加します。

反対の理由の第１点でありますが、この連携協約は地方から必要にかられての動きではないと思うからであります。さきの総務文教常任委員会で秋田企画財政部長は、私が質問したこの連携協約の発端は地方から必要にかられて出たものかどうかという質問に、地方

自治法の改正で広域的な連携が持てるようになり、倉敷市が発端となり、広域の９市町に発信したと答弁をしました。何よりも、地方自治法の改正が大もととなっております。

反対の２点目でありますが、今、安倍政権は地方創生の名のもとに、さらなる自治体再編を狙った地方切り捨ての集約化を進めようとしています。その先にあるものは、公共施設や行政サービスの低下と周辺部の切り捨てを進め、地方の衰退を加速させるものと思います。そしてさらには、道州制へと道を開くものであります。今求められていることは、住民自治という機能を大きくして、どこに住んでいても教育や医療を初めとした必要な行政サービスが平等に受けられるよう、自治機能の再生を図ることだと考えております。

以上のことから、議案第１９号に反対をします。よろしくお願いします。

(略)